

JICPA

# ニュースレター

日本公認会計士協会

2006  
11  
NOVEMBER

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

信頼をカタチにする。

それがわたしたち公認会計士の仕事です。

## CONTENTS

臨時總會のご案内	2
委員会設置規定の見直しに伴う関連細則の一部変更等について	3
法規委員会からの答申「共同監査協定書のひな型」の改訂について	14
スポークスマン・コーナーからの報告—共同記者会見及び個別取材の状況(平成18年7月~9月)—	21

## 臨時總會のご案内

## ● 臨時總會

開催日: 12月11日(月)

場 所: 帝国ホテル(東京都千代田区)

※なお、会員・準会員各位に置かれましては、臨時總會当日にご欠席される場合、委任状をご提出くださいますようお願いいたします。(詳しくは、本誌2ページ参照)

## お知らせ

## ● 継続的専門研修(CPE)関連のお知らせ

平成18年度から必須研修項目となりました「職業倫理」「監査の品質管理」の履修対応について、これまでに寄せられたご質問等をQ&A形式に取りまとめました。

—詳細はCPEレター11月号(11月中旬以降に発送)をご覧ください。

公認会計士制度説明会及び職業紹介実施状況	23
地域会活動報告 エンロンの教訓—厳密な会計監視の重要性—	24
<シリーズ> 執行部の本音を聞く 第11回 ~大村常務理事編~	28

## 理事会レポート 第41事業年度第6回理事会

●平成18年10月5日(木) 32

会長のマンスリー 35

## 広報委員会からのお知らせ

中学生向け会計講座「ハロー!会計」開催のご案内 37

## ■ 募集 ■

第28回研究大会研究発表論文募集 38

品質管理レビューアーの募集 40

金融庁職員の募集 41

総務局長の交替について(就・退任に当たって) 42

厚生年金基金からのお知らせ 47

経済産業省からのお願い 47

◎平成19年度版「監査実務指針ハンドブック」「非営利法人会計小六法」刊行のご案内 52

書籍申込書 39

事務局事務分担 44

会員の懲戒処分について 48

会員動向 49

各種相談案内 租税相談室(租税相談、国際租税相談)、法務相談、国際業務相談 50

協会公表物(委員会報告等)の転載について 51

JICPAホームページからのお知らせ 51

tanzanite(編集後記) 52

## 地域会活動報告

沖縄会では、2006年7月28日（金）、沖縄県那覇市かりゆしアーバンリゾートにおいて、日本公認会計士協会沖縄会と在沖米国総領事館の共催によって「エンロンの教訓－厳密な会計監視の重要性－」というテーマで研修会が行われました。

当日ご参加いただいた沖縄会山内真樹会長から、当日の研修概要について寄稿があり、会員の皆さまに沖縄会の活動の一部をご紹介します。

広報委員会

## エンロンの教訓－厳密な会計監視の重要性－

沖縄会会長 山内 真樹

エンロンの崩壊、巨額の粉飾決算、大企業の経営者と監査法人、公認会計士のモラルハザード、それは米国の社会と投資家に莫大な損害と悪影響を与えた。「企業倫理を正す」ということでSOX法（米国企業改革法）が制定され、財務情報の正確性と内部統制の有効性の監査などビジネスの透明性を厳しく要求されることになった。

2006年7月28日（金）、沖縄県那覇市かりゆしアーバンリゾートにおいて、日本公認会計士協会沖縄会と在沖米国総領事館の共催によって「エンロンの教訓－厳密な会計監視の重要性－」というテーマで研修会を行った。

講師は米国公開企業会計監視委員会（PCAOB）のボードメンバーの一人ダニエル・ゲルザー氏である。

同氏は短期間の来日中、東京で2回（東京アメリカセンター、日本経団連海運会館）、そして当地沖縄で1回の講演を行い、その内容は3回ともほぼ同一のことであった。

今までの来日は東京に4回、沖縄は今回が初めてで、沖縄が最も好きだと言っていた。

以下、ゲルザー氏の講演と若干の感想を記して報告する。

（はじめに）

講演の内容は、ゲルザー氏個人の考えであり、PCAOBや他のメンバー又はスタッフの考えではないと断った上で、PCAOBの組織及び業務の特徴とこれまでの教訓及び将来の課題を話すということから始まった。

市場の機能は企業情報の正確性に依存し、その信頼性にかかっており、公認会計士の行う会計監査は非常に重要な社会的使命を持っている。

2002年7月25日、まさに4年前、米国議会はSOX法（サーベンス・オクスリー法）を全会一致で成立させ7月30日に大統領がこれに署名した。

米国議会で、全会一致で法案が可決されることは非常に珍しく、米国議会及び米国民のSOX法の制定とそれに伴って発足したPCAOBの役割に期待するところは、極めて大きいことがわかる。



（信頼の幻想とSOX法及びPCAOB）

1990年代後半から起きたさまざまな企業不祥事により、アメリカの社会と大衆は財務報告と会計監査に対する信頼を失ってしまった。

それまで公認会計士という職業は、社会に対して非常に重要な責務を負うと期待され、米国社会において絶大な信頼を有していた。

ところが、エンロン、ワールド・コムなどの倒産、また世界有数の監査法人であるアーサー・アンダーセン会計事務所破綻は、時代を象徴する会計不信と監査不信のシンボルとなり、市場から何十億ドルもの貨幣価値が失われ、企業と会計に対する不信が大きな社会問題となった。

それは同時に会計監査に対する不信であり、「公認会計士は一体何をしていたのか？ どうしてこれを暴き出せなかったのか？ 公認会計士はその義務を忘れてしまったのか？」などという世論の激しい糾弾の声が一斉に上がった。

それは、企業の暴走と機能しない会計監査への痛烈な非難であった。

この会計不信と監査不信に対する信頼回復の為に、SOX法が制定され、会計監査を監視するPCAOBが設立された。

社会が会計監査に期待するところは誠に大きく、監査人はこの期待を絶対に裏切ってはならず、そのためには日本においても監査を検査する制度（それは自主規制から始めるべきであるが）の必要性を感じた。

（会計不信の原因と会計監査の質）

会計監査と公認会計士に対する不信、このような事件を引き起こした要因は次の三つである。

このような要因の中で行う会計監査はリスクに満ちており、判断を誤った場合に監査の役割を貶め、壊滅的な結果を招くことになった。

1. 監査法人等が監査対象会社に対して、同時にコンサルタントサービス関連の非監査業務を行っており、それらが監査報酬以上の収入源となっていた。
2. 企業は監査意見を商品視して、商品を少しでも安く買う、監査費用を低く抑えようというプレッシャーをかけていた。
3. 監査法人等も、実証的手続を軽視し、コスト効率性を重視した監査を行うとともに、監査業務を入口にして非監査業務報酬を獲得する経営戦略を取るようになった。

監査報酬は株主が負担し、監査は株主等のために行うものであるが、監査報酬を会社又は会社の役員から受けているような錯覚に陥り、不祥事の原因になるような監査を行った監査法人等に対して、会計監査の検査を行うのは当然であるという感じがした。

#### (SOX法の成立)

SOX法の成立により、企業と監査人との関係に四つの大きな変化がもたらされた。

この変更は、各方面からの監査人の独立性と監査の質の向上を図り、監査の信頼性を増そうとするものであった。

1. 監査法人等が会計監査を行っている企業へのコンサルタント関連業務等非監査業務の同時提供が禁止され、また監査責任者のローテーションが義務付けられた。すなわち、企業と監査人の癒着を禁じ、監査業務の独立性が強化された。
2. 企業の監査委員会の独立性確保と、経営陣及び監査法人等の監視、特に監査業務の契約と監視など権限が強化された。すなわち、監査委員会の強化を通じての会計監査に対する間接的な支援である。
3. 経営者の財務報告の正確性に関する宣誓を求め、さらに経営者による内部統制の有効性の評価報告及び監査人による内部統制報告書の監査が義務化された。会計監査の基礎である内部統制制度が強化され、財務情報の開示の強化と質的向上を図り、企業不祥事の未然防止と監査の適正化に資することとなった。
4. 伝統的な公認会計士業界の自主規制による会計監査の相互チェックに変えて、PCAOBによる直接規制が行われることとなった。すなわち、会計監査の内容と質が外部から検査されることになった。

会計監査の信頼性を維持するための社会からのルール化の要請ではあるが、自主規制から直接規制への変更は厳しすぎるのではないかと、その中間のステップというものがあるのではないかと疑問を感じた。

#### (PCAOBの特徴)

投資家の利益と公共の利益を保護するために設置されたPCAOBの特徴と独特な役割として、次のようなものが挙げられる。

1. PCAOBは米国の他の監督機関と異なり、政府から独立した非営利法人の形態をとっている。特に検査官など職員の採用及び業務の意思決定等は、

政府の干渉を受けることなく、政府の機関に比べてよりフレキシブルに行動することができる。

ただし、SEC(米国証券取引委員会)の監督の下に置かれており委員の任命、予算、会計・監査基準の設定及び検査結果の報告等については、SECの承認が必要である。

2. 公認会計士業界等から独立した存在であり、公認会計士のメンバーシップ団体というわけではない。PCAOBの5人の委員(ボードメンバー)のうち、公認会計士は2人以内と定められている。PCAOBの運営資金は企業からの拠出に依っている。現在、450人以上の従業員を有し、そのうち約200人が検査官である。検査官は、全て公認会計士として3年以上の実務経験を有し、その待遇は監査対象企業や監査法人等と遜色はない。
3. 最も重要な特徴は、監査法人等の会計監査を検査する権限を持っていることである。

PCAOBは従来の業界内の自主規制(相互チェックという方法)とは全く異なり、リスクベースで会計監査をチェックする。リスクベースのアプローチにより、会計監査の際に監査人が難しい問題に直面したケースを重点的に検査する。

SECに登録している企業とそれを監査する監査法人等はPCAOBに強制登録となっており、現在、登録している監査法人等は1600法人、内訳は米国内法人約800法人、世界81カ国で業務を行っている法人700法人、日本の監査法人13法人も含まれている。

4. 併せて重要な特徴は、PCAOBが会計及び監査基準を制定する権限を有するという点である。すなわち、監査法人等を検査、監督するとともに監査等基準を定めるという両方の業務を行う。これにより、定めた基準を実際の検査の場で検証し、将来の基準の制定に活用することができる。
5. 財務報告の不正行為に関する調査、監査法人等の検査を通じて、企業及び監査法人に対し、罰金を科したり、業務を禁止したり、検査した情報を公開するなど罰則を科す権限を有している。

検査の実施については、100社以上の公開会社を監査している監査法人9法人の会計監査は年に1回PCAOBの検査を実施し、その他の監査法人等は3年に1度会計監査の検査を実施する。

現在までに約400法人等の検査を行い(その対象となった公開企業は1,800社以上に上る)、制裁措置を科した監査法人等は5社となっている。

本文をまとめていて、PCAOBの組織と機能の強力さに、またその迅速な対応に、今さらながらに驚嘆の念を強く感じた。

#### (PCAOBの教訓と課題)

SOX法が制定されPCAOBが発足して、これまでに明らかになった教訓と課題について、5つの分野に分けて要約すると次のとおりである。

最初の分野は、米国でこのような独立した監督機関ができたことによって、企業に対して監査法人等の意見が力を持つことになったことである。

監査人の監査意見が監督機関によって検査される可能性があるということになると、企業も監査人もその業務自体に注意深い配慮を注ぐことにつながる。

監査法人等が企業の財務報告などに関して問題が生じたときに、どれだけその解決に厳しく対処したかということ PCAOB が検査するという事になった。それによって何か疑わしいものやこれは大目に見てほしいというような要求が企業側から出てきた場合に、それを監査人が拒否できる、すなわち企業に対抗できる力が明確に生まれたわけである。

第二の分野は会計監査の質というものは、監査法人等の検査に際して罰則によって脅威を与えることではなく、インセンティブ、動機付けをすることでより高められると判断している。

PCAOB は罰則中心のアプローチではなく、インセンティブ、動機付けを用いたアプローチを採っている。ただ、ここで難しいのが、それでは「何時そのような厳しい制裁を控え、何時そのような制裁を科すべきか」という判断をすることである。基準を逸脱するような事例の中には、やはり将来の改善だけでは頼れないほど深刻なものがあり、そういう場合は厳しい措置を採らざるを得ないことになる。

第三の分野は、教訓を得ているとともに最大の課題も抱えている分野である。企業の内部統制についての有効性の評価と監査の問題である。これは今、日本でも J-SOX 法を制定し、内部統制の有効性の評価と監査を実施するという事で、いろいろ難しい問題を抱えており理解できる点もあると思う。

社会や一般大衆の信頼を回復するために議会が行った重要な決定の一つが、経営側と監査法人等に対してその企業の内部統制がいかに効果的に行われているかということの説明し、それに対して監査報告書を出すということである。この新たな責任は現在のところ非常にうまくいっているように見受けられる。

2005年、内部統制報告が義務付けられた年には16%の企業が内部統制の有効性に弱点ありとしていたのが、2年目の2006年には8%に減少し、また証券市場も内部統制に価値判断を置くようになってきている。その他すべての企業についていまだ言えることではないが、内部統制に関して生じたコストが1%上昇してしまっただとしても、弱点を是正することで1%以上のコストの削減があったということもある。

しかし、最初の年に報告されたところによると、市場の株式時価総額7億ドル以上の大規模企業の場合は850万ドルの費用がかかり、小規模企業においてさえ120万ドルの費用がかかったといわれている。かかる大きな負担は、企業が米国の資本市場に停まれない恐れもあり、内部統制報告については改善の余地がある。

また、議会の方でも、この新たな側面に対応できるような基準を設定することをPCAOBに求めている。

新たな内部統制に関する側面をPCAOBでは監査基準に続く、第二の基準と呼んでいる。この内部統制に関する課題は、そのコストとそれによってもたらされる効果のバランスをとることがいかに難しいかということであるが、企業が適正な財務報告を提供する範囲の広さ（全ての企業にその必要があるという意味で）という意味で、ひとりPCAOB

の対象とする公開企業のみの問題ではなく、全ての企業が直面すべき重要な課題という点で感じるところが大であった。

第四の分野は、企業に正確な財務状況を開示させるという点で、監査法人等と企業の監査委員会の役割と相互の関係というものがカギとなる。

小規模企業の監査委員会に対しては、内部統制がどういふものであるかということセミナーなどによって理解を深め、検査に当たっての面談などを通じて、内部統制を強化し、監査委員会と経営陣の関わりを適正化していくような方法をとっている。

また、監査法人等と監査委員会との関係の強化にも努力している。

最後の教訓は、「会計監査はグローバルなものだ」ということである。PCAOBにとって、他の国の同様の監督機関と協力していくことは非常に重要なことである。特に700社以上の外国監査法人等がPCAOBの検査の対象になっており、米国外において様々な難しい問題が起きている。

この場合の問題解決に当たっては、それぞれの国の状況というものを考慮に入れる必要が出てくる。そしてこれは、その国の法律とも非常に関わってくる問題である。

これらの話を聞いて、強力な権限を持ったPCAOBの出現、会計監査に対する直接規制、事後的な会計監査とは時点の異なった事前的な内部統制による財務報告の適正性の確保、適正な財務報告と監査についての潮流の変化など、いまだ結論は出ておらず改善の余地もあるが、そのメリットについて感じるところが大であった。

#### (結論)

最後に、世界各国共通の目標は、市場における一般大衆の信頼を維持しそれを育てていくということであることを強調し、自由市場や各国の経済が財務情報に大きく依存しており、公認会計士の責任は非常に大きく、その業務は決して誤りがあるとはいけないと講演を結んだ。

講演を聴いて、不正な経営陣に言い逃れを許さない内部統制制度の有効性評価の確立の重要性と会計不信の主要な原因は監査の質の低下が招いたものであり、会計監査の社会的使命について深く感じるところがあった。



#### (質疑応答)

1時間余りの講演の後、講演内容等について、ディスカッションを行おうというゲルザー氏の提案により約50分間の質疑応答が行われた。

講演半分、ディスカッション半分というのがアメリカ流

というものらしいが、少し時間をもてあますのではないかと心配した。しかし、沖繩会会員、琉球大学法科大学院教授、日本銀行那覇支店職員から5つの質問が出された。

質問の主なものは、

#### 質問①

巨大な会計不正、粉飾事件の反省として制定されたSOX法やPCAOBの活動が中小規模の企業に適用されるのは厳しすぎないか。

#### 回答①

アメリカでも、その点は議論になり、特に内部統制に非常なコストがかかる点は大きな問題になっている。

内部統制とそのコストが小規模企業に与える影響を調査した結果、小規模企業はSOX法から除外すべきだという意見も出され、将来的には再考されると考えられる。

#### 質問②

従来、証券取引の問題はSECが取り扱ってきたが、SECの他に何故PCAOBという政府の外部機関を作らなければならなかったのか、またPCAOBは何故非営利法人組織でなければならなかったのか。

#### 回答②

まず、政府の外部機関である必要があったかということに関しては、フレキシビリティを確保するという点である。

公認会計士の資格を持った検査官を採用する場合、検査対象となる企業に対抗できるだけの報酬を保証する必要がある、それができた。公務員並みの給与体系では優秀な人材を集めきれなかった。

次に、PCAOBを作った理由は、会計不正の防止に対処するためには、行政の権力と、民間の自由で柔軟なパワーの両方を兼ね備えた機関を作ろうということであった。SECの調査は事後的で限界があったためPCAOBのような強力な機関の出現が必要であった。

#### 質問③

PCAOBは米国の法律によって設立された米国の機関であるが、SOX法の適用なりPCAOBの検査が、米国以外の国、つまり域外適用されている状況について、その当否、域外での検査の実施の難度などどのように考えるか。

#### 回答③

SOX法では海外であっても「検査の要あり」というもの

については、検査が義務付けられている。

ただ、外国の監査法人等の会計監査を検査する場合は、まず米国企業の会計監査業務を行っている監査法人等を対象にしている。

また検査の方法は、その国の政府の監督機関も同席の下で検査を行うとか、あるいは外国の監督機関からの報告を検査するなど、相手国の法律、慣習、監督機関の性質等を考慮するなどそれぞれの実情に応じて検査を実施している。

日本の公認会計士・監査審査会とは、共同で検査を行うという方向で、目下協議中である。

#### 質問④

米国の公開企業の経営者のストックオプション等による莫大な報酬は日本人から見て不道德的な感もあるが、SOX法なりPCAOBによって規制はできないのか。

#### 回答④

経営陣の高額な報酬については、アメリカでも非常に熱い議論になっているが、議会が規制を課すということは現状では考えられない。

経営陣がどれだけの報酬を得ているかということは、年次報告書等で情報開示することによって株主等の判断資料にするという段階である。

情報開示の方法で効力がなかった場合には、状況は変わったものになると思われる。

企業は社会の一般大衆の信頼や支持を得られないような行動をすることは許されない。

#### 質問⑤

SOX法の適用による内部統制等のコスト負担などによって、米国内の中小規模の企業がキャピタル市場から逃避する恐れについて述べられたが、その点は外国の企業、米国へ進出しようとする海外の中小規模の企業にとっても同様のことが言える。そのような場合の配慮、法律改正などについてはどうか。

#### 回答⑤

現在、SOX法の中では企業規模の大小にかかわらず、米国内か米国外かにかかわらず規制されている。

個人的な意見としては、米国企業も国外企業も規模等を考慮して、小規模企業に対してはSOX法の適用について除外等を検討すべきであると思う。

以上

沖縄事業再生研究会 在沖米国総領事館との提携研修会

演題 エンロンの教訓 厳密な会計監視の重要性

1. 講師 公開企業会計監視委員会委員 ダニエル・ゲルザー氏  
通訳 玉城弘子 さん

2. 日時 2006年7月28日(金) 15:00~17:00

司会: 会計士補 中山 恭子

15:00~15:05 開会挨拶(日本公認会計士協会沖縄会会長 山内 眞樹)

15:05~15:10 講師紹介

15:10~16:10 講演(ダニエル・ゲルザー氏)

16:10~17:00 質疑応答

17:00 閉会挨拶(日本公認会計士協会沖縄会 副会長 城間 貞)

3. 場所 かりゆしアーバンリゾート那覇 6F ニライの間

4. ご参加呼びかけ先

沖縄総合事務局財務部、日本銀行那覇支店、沖縄国税事務所、  
沖縄振興開発金融公庫、沖縄県監査委員事務局、各金融機関、沖縄弁護士会、  
各大学、公開企業、沖縄県産業公社 沖縄タイムス社、琉球新報社

5. 講師略歴

1983 - 90 年、証券取引委員会法律顧問。それ以前は、同委員会法律顧問付首席補佐官。第 7 連邦巡回裁判所トーマス E.フェアチャイルド判事付き補佐官も努めた。また、ワシントン DC のベイカー & マッケンジー法律事務所パートナーとしても活躍。専門は証券法と会社法。また、CPA (公認会計士) の資格をもつ。1969 年にウィスコンシン大学卒 (会計学)、同校より法学博士号 (J.D) 取得。ジョージ・ワシントン大学ナショナル・ロー・センターより法学修士号 (L.L.M) 取得。

司会 皆さま、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠に有難うございます。それでは研修会を始めさせていただきます。講演に先立ち、開会の挨拶を日本公認会計士協会沖縄会会長山内眞樹よりお願いいたします。山内会長にはそのまま引き続き講師紹介もお願いいたします。よろしくお願いいたします。

開会の挨拶 本日は在沖米国総領事館と日本公認会計士協会沖縄会の共催で研修会をもつことになり、ご参加いただき有難うございます。

エンロンの崩壊、巨額の粉飾決算、大企業の経営者と監査法人、公認会計士のモラルハザード、それは社会と投資家に莫大な損害と悪影響を与えました。「企業倫理を正す」ということでSOX法(米国企業改革法)が制定され、内部統制とコンプライアンスなどビジネスの透明性を厳しく要求されることになりました。本日は、PCAOB(米国公開企業会計監視委員会)のダニエル・ゲルザー先生にSOX法のキーポイントについて、お話を聴かせていただきます。

本日の研修会のきっかけは米国総領事館から「エンロン事件の反省、企業倫理についての講演を公認会計士協会と一緒にやりましょう」と呼びかけていただきました。この催しは全国で東京と沖縄だけということです。先週、日本公認会計士協会の理事会の席で、「来る7月28日沖縄会では、米国領事館と共催でPCAOBのダニエル・ゲルザー先生をお招きしてSOX法の研修会をする」という報告をいたしました。藤沼会長を初め、国際関係の理事が「沖縄はすごいねぇ」ということで大きな評価をしていただきました。ゲルザー先生の日本滞在はとても短く、一昨日と昨日東京で講演され、そして今日沖縄でお話をして、明日は帰国されるという忙しさです。このような貴重な講演を沖縄でしていただいととても嬉しく思い、会場全体で、米国総領事館とダニエル・ゲルザー先生に心から感謝したいと思います。

それでは講師のダニエル・ゲルザー先生をご紹介します。先生はPCAOB(米国公開企業会計監視委員会)のボードメンバー5名のうちのお一人です。この組織は検査官などを含めて約450人と聞いております。PCAOBと言っても分かりにくいのですが、ひと口で申しますと、SEC(米国証券取引委員会)に登録して、ニューヨーク証券取引所などに上場している世界の有名企業やそれを監査する監査法人や公認会計士、そういう巨大で、著名な企業などが世界で一番、怖いと思っている(悪いことをすれば怖いんですが)組織とも言えると思います。先生のご専門は法律で、SECの法律顧問をされたこともあり、弁護士、公認会計士でもあられます。米国の巡回裁判所あるいは大手法律事務所のパートナーなども務められました。本日のテーマ、「企業倫理を正す」ということは公開、非公開に関わらず、規模の大小に関わらず企業や社会にとって最も大切なことだと思えます。

それでは、ミスター・ゲルザー「エンロンの教訓 - 厳密な会計監査の必要性 - 」についてご講演をお願い致します。(拍手)

Mr . D ・ G 本日は非常にご親切なご紹介をたまわり有難うございます。日本、特に沖縄に来て監査の重要性ということについてお話できますことを非常に名誉のことに感じております。

日米両国ともその繁栄のよりどころとなるのは市場の透明性ということになります。

市場がいかに効率よく機能できるかということは、企業の出す情報がどれだけ正確かということによります。投資家が投資を行おうという意欲をどれだけ持てるかということは、企業の情報が不正操作されていないという信頼にかかってまいります。そういう意味では会計士は、社会に対して非常に重要な任務を担っています。

1990年代後半に起きたさまざまな不正により、アメリカの社会と一般大衆は、監査に対する、そして財務報告に関する信頼というものを失ってしまいました。そこで、この公開企業会計監視委員会・P C A O B という機関が信頼を回復することの手助けをするために設立されました。今日はP C A O B の特徴についてお話した上で、そこから学んだ教訓について、またどのような課題が未だあるのかということについてお話したいと思います。

日本を含め、米国以外の国々も、どのように会計監査というものを監視すべきかということとを今、考え直しているときだと思えます。勿論、それぞれの国には異なるニーズと、伝統があるかと思いますが、アメリカが経験したことが幾分か皆様のお役に立てればというふうに期待しております。本格的な話に入る前に、今日お話することはあくまで私の個人的な考えであり、必ずしも PCAOB の考えであるとか、PCAOB の他のメンバーやスタッフも私と同じ考えであるというわけではない、ということ念のため申し上げておきます。

(信頼の幻想とP C A O B の発生)

2002年7月のまさに今週、アメリカ議会はサーベンス・オクスリー法(SOX法)という法律を通過させました。これは全会一致で通過したのですが、アメリカ議会において全会一致で法案が可決されるということは非常に珍しいことです。このSOX法によってPCAOBという機関が設立されたわけです。そこで私は先ず、PCAOBが設立されるに至った背景というものをちょっとお話ししたいと思います。過去永くアメリカでは公認会計士という職業は、一般の人々に対して非常に重要な責務を負っているということが認識されておりました。ただ、このSOX法が設立されるに至った原因となったさまざまな不祥事、不正というものをみますと、「会計士がその義務を忘れてしまったのではないか」というような印象を社会に与えました。勿論、ほとんどの監査法人や公認会計士(以下、監査法人等という)は、誠実に仕事をしていると思いますが、このような有名な大企業というものが関わった不正によって、その後、多くの企業が一度出した財務報告を出し直すというようなことが、残念ながらありました。その結果、市場から多くの価値が失われる、何十億ドルもの貨幣価値が失われるということになってしまいました。そこで、将来このような不幸な出来事を防止する、企業倫理を正すということで、SOX法の制定ということに至ったわけです。

エンロン、ワールド・コムなどの倒産、また世界有数の監査法人の一つであるアーサー・アンダーセン会計事務所の破綻ということが、その時代と不祥事を象徴するシンボルとなっ



てしまいました。勿論、このような不正の事件をみますと、必ず沸き起こってくる問題というのが「会計士は一体なにをしていたのか、どうしてこういうことを暴き出すことができなかったのか」ということです。この会計監査に関して信頼が失われてしまったということ、このような事件を引き起こしたことには三つの大きな要因があると考えています。

まず第一に、監査法人等が監査を行っているクライアントに対して、同時にコンサルタントのサービスを提供し、それに重きをおいてしまったということです。企業が会計監査に対して支払うお金よりもコンサルタントに対して支払うお金のほうが多くなってしまったわけです。その結果、会計士側にとって、なにか問題が生じクライアントと意見が合わないところがあっても、それを口に出すことでクライアントを怒らせてしまうというリスクを恐れるという気分が非常に高くなってしまったわけです。

そして第二は、会計監査に関する費用を低く抑えるようにというプレッシャーが企業からあったということがあります。つまり、企業側は監査意見というものをなるべく安く買える商品のように見てしまい始めたということです。

第三に、監査法人等側も、コストに効率性を重視したやり方をとるようになってしまったということが挙げられます。監査のサービスを入口にして、それ以外のサービスにつなげていこうというこういった経営戦略、そして監査に対する費用を低く抑えなければいけない、他のサービスの提供を考えて監査報酬を上げることができないといった事情、この二つが相まって監査費用をコントロールしなくてはならないような状態になってしまいました。ですから、それまで伝統的にあった実質的な監査手続に重きをおくような態度はそれほど重視されなくなってしまうました。結果として、その場合の危険性は、その際に下したりリスクに対する判断がもし間違っていた場合、非常に壊滅的な結果を招いてしまうということです。

そこで先ほど申し上げましたとおり、アメリカ議会は低下した一般大衆の会計監査に対する信頼を回復するためにSOX法という法律を制定することになりました。この法律によって、会計監査人である監査法人等と企業との関係に四つの大きな変化がもたらされました。第一番目に、会計監査を行っている顧客企業に対するコンサルタントサービスを同時に提供することが非常に厳しく規制されました。

二番目は、企業に対して社内の監査委員会の業務を義務づけ、経営側から独立的立場の監査委員会が、監査法人等の採用に関して責任を負うということになりました。

三番目は、この法律が経営側と、監査人の双方に義務づけているのが、財務報告に関する内部統制がいかに効率よく行われているかということに関して報告を出すことです。そして最後に、それまで伝統的にあった業界の中での自主規制という永きにわたる伝統に終止符を打ち、自主規制に代えて、外部からの直接規制を担うPCAOBが設立されることとなったわけです。

#### (PCAOBの重要な役割)

では、ここでPCAOBの特徴についていくつかお話ししたいと思います。この機関は

アメリカの他の監督機関と異なり、とてもユニークな特徴を持っています。先ず PCAOB の第一の特徴、その成り立ちと責任は政府の監督機関と非常に似ていますが、実は政府の一部ではありません。この委員会は独立しており、非営利法人の形をとっています。ですから、例えば人の採用とか、意思決定を行なう場合に政府の機関に比べてよりフレキシブルにそれを行うことができます。ただし、PCAOB は米国証券取引委員会の非常に緊密な監督のもとにおかれています。ですから、例えば委員の任命とか、予算、そして会計基準を設定する際とか何か規則を決定する際に、それが効果をもつ前に米国証券取引委員会の承認を得なくてはなりません。また、第二の特徴として、PCAOB は会計士の業界とか、監査法人なども切り離された独立した存在になっています。PCAOB は会計士のメンバーシップ団体というわけではありません。SOX 法によって PCAOB の 5 人の委員（ボードメンバー）のうち会計士は二人までというふうに決められています。PCAOB の運営に必要な資金は、企業からの拠出によっています。これは企業の、市場における規模に応じた額になっています。ですから、大企業は小規模企業に比べてより多く負担するということになります。

最も重要な第三の特徴は、監査法人等を検査するという広範な権限を持っているということです。従前は監査法人等は相互検査、お互いを監視し合うという方法をとっていました。それにとって代わったわけです。そのような業界内の相互チェックという方法ではなくて、私ども PCAOB が会計士の資格のある検査官を有し、その検査官が検査をするということになっています。私どもは非常に優秀な人材を集めることに成功していますが、これは私どもが検査をする相手である企業が提供している給与とか待遇に匹敵するような待遇を PCAOB が提供できるからです。これは議会のほうでそのように認めていただきました。

従来の業界内の自主規制（相互チェックという方法）とは全く異なり、リスクベースで会計監査報告書をチェックする、リスクベースのアプローチをとるということになりました。これはどういうことかと申しますと、会計監査の際に監査人が難しい問題に直面した、そういうケースを重点的に検査するということです。

私どもが監査法人等を監督・検査する場合に重視するのが、「この監査法人等は品質の維持をどれだけ心がけているのか」、「どのような訓練などをその事務所にいる会計士にさせているのか」そして「パートナー同士の相互チェックなどをどのように取り入れているのか」、「内部の監視態勢はどうなっているのか」、「経営陣のコミュニケーションのとり方はどうなのか」ということに重点をおいています。

そして、その検査が終了しますと、PCAOB は報告書を出すことになっています。但し、その報告書の中で、監査法人等の内部の監視状況に関してだとか、その他のことに関して批判的な部分というのは公にはしておりません。また、ここで指摘しておきたい PCAOB の特に重要な第四の特徴は、この会計監査を行う際のよりどころとなる監査基準を設定しているということです。

国によっては、監査法人等を検査・監督する仕事と、基準を定める仕事を別々の機関がやっていますが、PCAOB の場合はその両方ともを行うのです。ですから、検査をする過程で、

定めた基準が実際の現場でどのように適用されているのか、ということを知ることができずし、それをまた将来、基準を設定する場合に活用するということができます。

加えて、第五の強力な特徴は、企業がその基準を逸脱するようなことがあった場合、厳しい措置がとれるという権限をもっています。ですから、そのような厳しい権限をもつことによって、私の紹介の中でもありましたが、企業や監査法人等によっては私たちを恐れているところがあるのではないかと思います。企業は勿論ですが、監査法人や会計士も、PCAOBの存在を非常に深刻に受け止める必要があります。と言いますのも、私たちは罰金を課したり、若しくは監査業務を禁止したり、またはそれらの情報を公にしたりなど、監査法人や会計士に対しても罰則を課す権限があるからです。

2003年1月に私どもがこの業務を開始して以来、議会が設定した目標の達成に向けて大きく進歩を遂げてまいりました。私どもは450人以上の従業員を抱えていますが、そのうちの200人が検査官です。その検査官はすべて近年、会計士として3年以上の実務経験を有しています。米国証券取引委員会のもとに業務を行う企業と監査法人等は、PCAOBに登録しなくてはならないということになっており、1600以上の監査法人等が登録しております。現在、アメリカで業務を行っている900の監査法人等が登録し、また世界81カ国で業務を行っている約700監査法人等が登録しています。日本の監査法人等は13社が登録しています。そして、SOX法によって、PCAOBは米国証券取引委員会のもとで業務を行っている企業をすべて検査しなくてはならないと定めています。

この米国証券取引委員会のもとで業務を行っている公開企業100社以上を扱っている監査法人等というのは僅かに9社なんです、この9社は年に一回、PCAOBの検査を受けることになっています。その他の監査法人は3年に一度は検査を受けることになっています。現在までのところ400の監査法人等の検査を行っており、報告書も300以上に上ります。そして、その対象となった公開企業は1800社以上に上ります。現在までのところ制裁措置を課した監査法人等は5社に上ります。これは非常に深刻な誤りがあったという会社、若しくは独立性を明らかに欠いていた監査法人等というのが罰則の対象になっています。また、そのうちの一つは企業のほうから出てきた情報が操作されていることで非常に誤った報告がなされたということがあります。

また、さまざまな新しい基準というものを今、定めているところなんです、それは例えば、独立性に関する法律ですとか、その他に税務サービスなどを対象にした規則というものを今、制定しています。

#### (PCAOBの教訓と会計監視の課題)

PCAOBはまだ新しい機関ですが、すでにいくつか明らかになった教訓というものがあります。ここで私はさまざまな教訓そして課題というものを五つの分野に分けてお話ししたいと思います。

最初の分野は、アメリカではこのような独立した監督機関ができたことで、監査法人等が

力を得ることができたということが明らかになっています。会計士、監査人などが行った仕事というのが監督機関によって検査される可能性があるという事実があると、その業務自体により注意深い配慮を注いでやるということにつながっています。何より、PCAOB が、監査法人等が企業に対して財務報告などに関し問題が生じたときに、どれだけその解決に厳しく対処したか、ということを見ることができると、それによって何か疑わしいものが出てきたとき、そしてこれは大目に見て欲しいというような要求が企業側から出てきたときに、それを監査人が拒否できる、企業に対抗する力が生まれたわけです。

ただ、そのような力を与えてくれるような権限に伴って必ず課題も出てきます。この場合は、私どもが検査プログラムにおいて、監査人の判断を尊重するということが非常に重要になります。

会計監査というのは、経験に基づいたプロとしての判断、状況に応じた判断に非常に大きく依存しています。また同様にそれ以外の会計に関する状況というものもさまざまな判断を要求してくるわけです。例えば会計に関する判断が、単純な、機械的なものにならないように、若しくはあまりにも厳し過ぎるものにならないように、監査法人なり会計士なりの判断を尊重するということが非常に重要です。

次に第二の分野は、私どもが分かったことですが、やはり会計監査の質というものは、なにか罰則によって脅威を与えることではなくて、よりインセンティブ、動機づけをしてあげることによって高められるということです。従って、罰則中心のアプローチというものではありません。そして多くの監査法人等は非常に誠実に、誠意をもって仕事をしているというふうに考えております。ですから、この SOX 法においてもそのようなインセンティブ、動機づけを用いたアプローチというものを採っています。

従って、SOX 法は PCAOB が監査法人等の品質管理を批判するような部分の報告書は公表しないと定めています。但し、その監査法人等が 12 ヶ月以内にそれを是正できなかった場合はその限りではありません。これは非常にうまくいっているというふうに考えています。それというのも最初に検査した 7 社のケースすべてにおいて、何か問題となるような部分があった場合は、その監査法人等のスタッフが直接、PCAOB のスタッフと会って、どのように改善策を講じているかということの説明をしています。こういうことによって、幸いにして、何の改善策もとられずにこの批判する部分が公になるということはありませんでした。そういうわけで SOX 法によって定められている哲学というか、考え方というのは、このような監督的な立場、改善促進アプローチをとるというような方法です。ですので、会計士個人であれ監査法人であれ非常に誠意をもって仕事をし、また基準に従っている限りはその品質向上は望めるということです。というように、罰則を与えることよりも、むしろ動機づけを行うというようなアプローチをとっております。

ただ、ここで難しいのが、それでは「いつそのような厳しい制裁を控え、いつそのような制裁を課すべきか」という判断をすることです。基準を逸脱するような事例の中にはやはり将来の改善だけには頼れないほど深刻なものもあります。そういう場合はやはり厳しい措置

をとらざるを得ません。

第三の分野は、私どもが教訓を得て課題も抱えている分野として挙げたいのが企業の内部統制監査の問題です。これは今、日本でもこれを再考する動きが出てきており、いろいろ難しい問題を抱えているということは承知しています。先ほども申し上げましたとおり社会や一般大衆の信頼を回復するために議会が行ったことの一つというのが、経営側と監査法人等に対してその企業の内部統制がいかに効果的に行われているかということの説明し、報告書を出すということです。この新たな責任というのは非常にうまくいっているように見受けられます。また、議会のほうでもこの新たな側面に対応できるような基準を設定するように、ということ PCAOB に求めております。この新たな内部統制に関する側面をわれわれは監査基準に続く、第二の基準というふうと呼んでいるわけですが、この内部統制に関してはそのコストとそれによってもたらされる効果のバランスをとることがいかに難しいかということです。

その中で、いいニュースとしては、米国企業の内部統制は質が向上してきているということです。2005年、内部統制報告を義務づけた最初の年には12社に1社がそれ以前に出した財務報告をもう一度、あらためて出し直すことになってしまいました。そして内部統制の対象になっている企業のうち16%が「自分の企業の内部統制はうまくいっていない。効率的ではない」というふうに報告しました。それが2年目の2006年5月15日現在、このように実質的な弱点を報告した企業のうち、内部統制がうまくいっていないという判断を下した企業は8%に減少しました。また、証券市場も内部統制というものに価値判断をおくようになっているのではないかと、ということが見受けられます。

例えば、内部統制に関して生じたコストが、1%上昇してしまったとしても、弱点を是正することで、1%以上のコストの削減があったというようなことです。確かに、この内部統制報告を出すということにはやはり非常に費用がかかります。最初の年に報告されたのが市場価値7億ドルの大企業の場合は850万ドルの費用がかかったといわれまます。そして小規模企業においてさえ120万ドルの費用がかかってしまったということが分かっています。

このような内部統制報告にかかる費用によって、小規模企業が米国のキャピタルマーケット市場から出ていかざるを得ない状況をつくるのではないかと懸念は出ております。そのような企業は外国に行くか、若しくは他の市場に移行してしまうのではないかと懸念です。勿論、そのような状況にはなってもらいたくないわけですから今年、PCAOBはこの内部統制報告に関していくつかの改善を行っています。これは現在、PCAOBが直面している最も大きな課題と言えます。

更に費用対効果を高めるようにするためにさまざまな基準を新たに設けていますが、例えば報告の中で何か間違いがあれば、それを見つけることができるよう、若しくはそのような間違いの発生を防ぐことができるような内部統制に集中できるということを目指しています。また財務報告に関わる監査と内部統制に関わる監査を一本化したいというふうにも考えています。そこで、PCAOBでは大企業に関してはこの内部監査が効果的に効率的に行える

ようにしていく。そして小規模企業についてもやはり内部統制が効果的、効率的に行えるようなトレーニングを支援することを計画しています。私たちの学んだ教訓の第四は、企業が正確に財務状況を開示しなければ実際、私たちの仕事というのは効果的には行えないということです。その上で監査法人等と、企業の監査委員会との関係というものがカギとなります。PCAOB は企業の監査委員会というものを監督するわけではありません。その代り、それぞれの企業の監査委員会を強化し、企業との関わりを適正かしていくような方法をとっています。

例えば中小企業に対してセミナーを行って、監査委員会がどういうものである必要があるかということセミナーでトレーニングを行ったり、若しくは会計監査のこの報告書を検査するにあたって監査委員会の委員と直接、面談を行ってさまざまな話を聞いたり、ということを行っています。つまり、監査法人等と会計監査委員会との関係がどのようになっているのかということをはっきりと明らかにしているわけです。

私たちが学んだ最後の教訓というのは、これは最初から自明のことなので教訓とは言えないかも知れませんが、それは「会計監査というのはグローバルなものだ」ということです。PCAOB にとって、他の国の同様の監督機関と協力していくことは非常に重要なことです。特に 700 社以上の外国企業が PCAOB の対象になっていますので、さまざまな難しい問題が起きています。このような問題解決にあたっては、それぞれの国の状況というものを考慮に入れる必要が出てくると思います。そしてこれは、その国の法律とも非常に関わってくる問題です。ですから、私どもが特に米国以外の監査法人等の検査を行う場合、解決を要するさまざまな問題があります。例えば、それぞれの国の法律がどのようになっているのか、ということも考慮しながら解決にあたっていかなくてはいけないということがあります。そのためには、やはり他国の監督機関と協力し、緊密な関係をもっていくということがとても重要なわけですが、日本においても PCAOB は日本の公認会計士監査審査会と今、非常によい関係を築いております。できれば今年中にも共同検査というものを日本でも行いたいと思っています。

(結論として)

最後に、私のほうで指摘したいことは、これは監査法人等もしくは企業に関わらず、どのような存在であれ、市場における一般大衆の信頼を維持しそれを育てていくということが共通の課題だということです。そして国によっては、そのような検査の方法とか監督に関する事柄等がアメリカとは違う場合もあるかも知れませんが、そしてまた違うアプローチをとる場合、アメリカでわれわれが直面している問題とはまた違う、その国々の特有の問題に直面するということもあるかも知れませんが、しかし、一般大衆の信頼を得るということは共通のゴール・目標であるわけです。私どものこの自由市場というもの、そして経済は財務に関する情報に大きく依存しております。公認会計士の責任は非常に大きく、その業務は決して誤りがあってはいけません。

皆さん、ここまで私の話を聴いてくださって本当に有難うございます。このような状況で日英両語で交互にする話をお聴きになるのは大変だったかと思ひますし、今日は週末で、特に外は素晴らしい天気で、しかもこのようないい場所で、こんな話をお聴きになるのも非常に大変だったと思ひますが、ご静聴いただきて本当に有難うございました。で、ご質問があれば是非お受けしたいと思ひます。(拍手)

山内 ゲルザー先生、お話ありがとうございました。公認会計士協会の山内です。SOX 法というのはエンロンの教訓というか、巨大な会計不正、粉飾事件があったことの教訓としてつくられたものです。そして、この法が適用されるのは SEC の上場企業、有名大企業とはいいながら一般の企業というわけです。大きな事件の反省としてもものすごく厳しい法律ができてそれを適用されるわけですが、善良な企業もありますし中小規模の企業もあると思います。そのあたりの矛盾というか、例えば日本では“清流に魚棲まず”あまり水がきれいだと魚が棲めないという言葉がありますが、大きな失敗の反省として厳し過ぎる結果が一般の企業に適用されるのは公平でもないし、厳しすぎるのではないか、という惧れのようなものです。

Mr .D・G いま指摘された点はアメリカでも今日、懸念されています。SOX 法によって内部統制などに非常にコストがかかってしまうということによって中小企業がアメリカの市場から追いついてしまうのではないかと懸念が確かにあります。

実はこの SOX 法をつくったサーベンス氏とオクスリー氏。法律はこの両氏の名前をとっているわけですが、この両氏は今年で議会を去ることになっています。ですので、いま言われているのは彼らが若しいなくなったら議会はこの問題に対処するために S O X 法を見直すのではないかとということです。

米国証券取引委員会のほうでも、アドバイザー・コミッティーというのを外部に立ち上げてこの S O X 法によって生じる内部統制などにかかるコストと中小企業に対する影響というものを調べさせております。その結果出された結論といたしますのが、やはり内部統制などにかかるコストを見ますと、中小企業は S O X 法から除外すべきではないか、ということです。証券取引委員会は結局、今のところは小規模企業も除外しないという決定を下したんですが、若し内部統制にかかる費用が今後も高すぎるということになりますと、恐らく将来的には小規模企業が除外されるということになるかも知れません。

島袋 琉球大学の島袋と申します。大変おもしろく聴かせていただきました。先ず、こういうエンロン等の事件に対応する場合の証券取引に関してはアメリカでは当然、SEC があるわけですね。ところが、SEC の他に PCAOB という機関を何故別につくらなければいけなかったのか、SEC では対応できなかったのかというのが第一点の質問です。次に、PCAOB が SEC のように政府の機関ではなくて NPO という形で存在していますが、NPO でなければいけなかった何か特別な理由、意味があるのかということが二点目。この二つのことについて先ずお尋ねし、時間があればその他、たくさん質問したいと思います。

Mr .D・G 政府の外部機関である必要があったということに関しては、先ずフレキシビリティ（柔軟性）が、より確保できる、ということです。そして会計士の資格を持った検査官を採用する点において特に顕著なんです。検査の対象となる企業の報酬に対抗できるだけの報酬を保証することができた、ということがあります。若し、公務員・政府機関並みの給与体系だったら、



恐らく現在、私たちが有しているような優秀な人材は集められなかったと思っています。

私は SEC（米国証券取引委員会）のほうで 16 年間働いていましたので、SEC のことを批判するようなことはしたくありませんが、やはり議会のほうで証券取引委員会とは別に、より柔軟な、そして民間の力を借りた、よりダイナミックな対策が必要だったというふうに判断したんだと思います。つまり行政の力・権力と、民間の自由で柔軟なパワーという両方を兼ね備えた機関をつくらうということだったんだと思います。そういう意味では、いま現在、私たちは試験的な機関ということができるかと思っています。

また、エンロンの不正が起こる前にそれを見つける・防ぐということが証券取引委員会ではできなかつたのか、ということに関しては、それは非常に難しい厳しいご質問だと思います。PCAOB と証券取引委員会の大きな違いといえますのは、証券取引委員会は財務報告や会計監査の内容を検査することができなかつた。あくまでも何か起きたあとで、そのことに関して調査をするということしかできなかつた、ということがあると思います。ですから、何か違法行為があったということになって初めて、いろいろ質問などをして調査していくということになるわけですが、その調査を行った場合に出てきた情報に関しては額面どおり受け取ることしか証券取引委員会ではできなかつたわけです。

また、大きな不正があった 2 社に関しては監査法人等とか監査委員会というものがやはり逸脱した行為があったということだと思います。実は証券取引委員会のほうも、この不正事件をきっかけに、予算が SOX 法によって大幅に引き上げられました。従って、今後は SEC のほうも証券取引委員会のほうもそれなりの動きができるようになるのではないかと、思います。

山内 ゲルザー先生は首里城の観光を控えていらっしゃるのに、引き延ばして申しわけないんですが（笑）お聞きしたいことがたくさんありまして……。先ほどのお話の中に今年中に日本の公認会計士監査審査会と共同で日本企業の検査をするというくだりがありましたし、ヨーロッパや他の国についてもそういう動きがあると思います。

ただ、お話にもありましたように SOX 法あるいは PCAOB の検査が、アメリカ以外の土地、いわば域外で、そこは風俗・習慣も違うような土地だと思いますが、そこで SOX 法あるいは PCAOB の検査が適用されるというような状況は今後ますます増幅していくのでしょうか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。

Mr .D・G ご質問にお答えするのは私の喜びでありますので、逆に辛抱強く聴いてくださっている皆さんにお礼を申し上げます。他国での検査ということについては、SOX 法のほうでたとえ外国であっても「検査の要あり」というものについては検査するというのを義務づけていますので、この流れは今後も強まっていくと思います。

先ず、どういうふうに検査をするかということがありますが、一つは、外国の監査法人を対象にする場合は、米国企業の会計監査業務を行っている監査法人等だけを先ず対象にする

ということです。そこで、米国での慣習のあり方を考慮してもらい、ということになります。

では、どういうふうに具体的に検査を行うかということになりますと、これは国によって違って来るかと思えます。例えばカナダの場合は、検査に行くときにカナダ政府の監督機関も一緒に監査法人等のほうに行きました。ですので、カナダの監督機関の人とわれわれ PCAOB の人間が同席したわけです。

ほかのやり方をとる場合もあります。国によってはとりあえずその国の監督機関に報告を送ってその国の監督機関が検査を行って、その結果を PCAOB に送ってもらうというようなやり方をする場合もあります。また、場合によっては監査法人等のほうに米国証券取引委員会のもとで業務を行っている企業に関する報告書を送ってもらってそれを調べるということでもあります。ですので、さまざまなやり方が実際にはあります。

ですから、その方法というのは実際に物理的に「行く」「行かない」というさまざまな方法がありますが、それは相手国の法律とかニーズとか、その国の監督機関の性質等を考慮して、どういう方法がベストかということを決めます。実際のところ、日本の公認会計士監査審査会とはその点で「どういう方法がいいのか」ということを協議して、PCAOB が単独で行うというのではなく、共同で行おうという方向に今、進んでいます。目下協議中です。

山内 SOX 法および PCAOB の力は絶大だという感じがしたんですが、例えばエンロン事件とかワールド・コム事件のときに、それらの経営者が莫大な報酬などをストック・オプションでもらっているわけです。これは日本の常識から言うと、アメリカの企業のストック・オプションというのは天文学的な数字（笑）という感じがするのですが、これは私は不健全、不健康と思うんです。一人の人間の力というのはそんなに変わらないと思います。こういう巨額の、常識を外れた報酬などに対して、SOX 法なり PCAOB は規制できるのでしょうか。

Mr .D・G 経営陣の報酬の件についてはアメリカでも実は非常に熱い議論が巻き起こっているところですが、議会が何らかの規制を課す—例えば上限を設けるとかというようなことは近い将来にはない、と思っています。ただ、ご存知かと思いますが今週初め米国証券取引委員会の方で経営陣の報酬に関して報告書を出すことを義務づけるという結論に達しています。と言うのは、経営陣がどれだけの報酬を得ているかということを知り得ないというようなことがありますし、ゴールデン・パラシュートというふうに呼ばれていますが、そのような報酬、特にアメリカの場合はオプションを巡る報酬というものに関して一般の人々も何らかの感情をもっているということがあるからだ、と思います。

この証券取引委員会が今週定めましたこの法律が効力を発するようになれば、恐らく株主のほうも経営陣が一体、どれくらい受け取っているのか 報酬を得ているのかを知ることができるようになるので、それを過去に受け取っていた報酬と市場での企業の価値ということを比べた場合に、それが適切だったのかどうかの判断も下せるようになるのではないかと思いますし、情報開示ということになると、やはり余りに高い報酬を得ているという情

報が開示されることになると、経営陣の側も好ましく思わないというようなこともあるかと思えます。情報開示の方法が、若し効力を発しなかった場合、それでも状況が変わらなかった場合は恐らく議会のほうでもっと直接的な手段をとるということになるでしょう。ただ、その効果がどうだったかという判断ができるまでには数年かかるかと思えます。

山内 只今の私の質問の主旨にきっちり答えていただきました。私が質問したのは、先生がご講演の最後のところで「企業というものは社会の、一般大衆の支持を受けなければ存在できない」というお話があり、それに関して質問したわけです。

Mr. D・G 株主の側がそういう信頼を欠くような企業に対して本当に行動を起こしてしまうというようなケースも確かにアメリカであります。ですから、企業がやはりそういう市場の一般の方々 株主の方々の信頼を得るということが非常に大事だということはそういう意味なのですが、株主からの支持をきちんと得ないといけない、と。アメリカではやはり株主の支持を得られなくて株主が実際に行動を起こしてしまっただけで経営陣を追い出すというようなケースも確かにあります。実際にそういう行動に出ているグループもあるということをお知らせしておきます。

別の答え方をすると、投資家が自分の投資している価値が上がっているのか下がっているのかということが大事、ということも言えるかと思えます。やはり今、インターネットなどで株価も見られますので、自分の持っている株が実際に上昇しているのであれば、経営陣が多額の報酬を得ていたとしてもそれほど反感を持たない場合もあるかも知れませんが、株価が下落した場合はこれはもう話が別になるかと思えます。ですので、そういう要素も将来を左右することではないかと思えます。

司会 他にご質問はございますか。

折戸 日本銀行那覇支店の折戸と申します。先ほど、SOX法の適用によって内部統制のコストがかかることと中小企業がアメリカ国内のキャピタル市場から逃げてしまうのではないかという影響を指摘されましたが、その点については、外国企業についても言えるかと思えます。例えば海外進出をめざす企業がアメリカに進出すると内部統制のコストがかかるということで敬遠する、そうすると、外国市場が進出を抑制されるような結果となるのではないかと心配です。先ほど米国中小企業についてはそれに対してトレーニングを行ったり、あるいは今後は除外を視野に入れていくということでSOX法から外すような方向性で考えられている。また、外国企業について例えばその国の監督機関と共同で監査・検査を行うといったような形で一定の配慮をしているということですが、これが今後、外国企業に対してSOX法の適用を緩やかにしていく方向性に向かうのか、それとも外国企業といえども坦々とSOX法を適用していくという方向に向かうのか。その方向感というようなものを中小企業との対比というところ

からお伺いできればと思います。

Mr. . D・G 確かに外国の小規模会社・中小企業も内部統制の適用からは除外すべきではないか、という話があります。ですが、これはSOX法に基づいて除外できるかどうかというのは証券取引委員会のほうです。PCAOBのほうでそれを「除外しましょう」ということを決めることはできないわけです。ただ、私個人の意見としては、米国の小規模企業が除外されるのであれば、外国の小規模企業も内部統制報告の適用において同様に扱われるべきではないかというふうに考えています。ただ、現在のところは残念ながら小規模企業も大企業も、そして米国企業も外国企業も同様にこの対象になっているという状況です。

今のトレーニングに関してもう少し細かく申し上げますと、小規模の企業ではなくて、小規模企業を扱っている監査法人等に対してトレーニングをするということになります。

司会 他にご質問がございますでしょうか。

時間も参りましたので、これで、ダニエル・ゲルザー先生によるご講演は終わりたいと思います。ご紹介が後になってしまいましたが、本日、通訳をしていただきましたのは、玉城弘子さんです。本当に分かりやすく聞き取りやすい通訳をしていただきました。有難うございます。

では、いま一度、ダニエル・ゲルザー先生と玉城弘子さんに大きな拍手をお願いいたします。(大きな拍手)

有難うございました。それでは閉会の挨拶を日本公認会計士協会沖縄会副会長の城間貞よりお願いいたします。

閉会の挨拶 本日、講師を務めていただきましたダニエル・ゲルザー先生、はるばるアメリカからお越しいただき有難うございました。長時間にわたりいろいろ質問にもお答えいただきました。そして、通訳を務めていただきました玉城さん、私でもよく分からないような専門用語をうまく通訳していただき有難うございました。

カネボウ事件とかライブドア事件のように、われわれ公認会計士を取り巻く環境は大きく変化しております。実は、地方において会計監査業務を行っていると“対岸の火事”のような感じで捉えていた部分もあります。皆さんご存知のように公認会計士の「七年ルール」ですとか「品質管理レビュー」とかいろんな問題が地方においてもありまして、業務上、かなり変化が出ております。

今日ご講演いただきました PCAOB というのは、私も初めて知りました。わが国でいう公認会計士監査審査会とほぼ同等かと思いますが、われわれ監視・検査される会計士にとっては非常に厳しい制度かとは思いますが、公認会計士の監査の信頼性を高める上では非常に有用な制度というふうに思います。それでは、これをもちまして講演会を閉会いたします。どうも有難うございました。(拍手)